

2018年8月7日

お客様各位

**香港向け及び香港経由貨物に関する注意点**

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

香港向け及び香港を経由する貨物(Tranship 含む)に関しては、HKSAR(Hong Kong Administrative Region of PRC)により輸出入・通過禁止品目が制定されております。

上記品目に該当する、若しくは該当する可能性がある貨物は、HKSAR からの指示により製品、商品の仕様書や輸出・輸入ライセンスの提出が受荷主様側で必要となります。

これら資料の未提出、または HKSAR により陸揚げ許可を得られない状態で陸揚げされた場合はお客様側に Penalty が課せられるケースがございます。

弊社におきましては HKSAR からの照会・指示に対して迅速に対応する必要があり、既に本船に積載された貨物で当局より陸揚げ許可が得られない場合は、他港での陸揚げ等の措置を取らせて頂き、追加費用等も請求させて頂く事になりますので御注意頂きたく宜しくお願い申し上げます。

該当品目の詳細は HKSAR の website で御確認下さい。

Hong Kong's Control List

[https://www.stc.tid.gov.hk/english/checkprod/sc\\_control.html](https://www.stc.tid.gov.hk/english/checkprod/sc_control.html)

御不明な点御座いましたら弊社営業担当までお問い合わせ下さい。

何卒御理解と御協力の程宜しくお願い申し上げます。

以上